

信託業務

本体業務

(平成26年7月1日現在)

公益信託

自然環境の保護、助成金・奨学金の給付などの公益事業のために個人や企業が財産を百十四銀行に信託し、公益活動に役立てる制度です。公益信託の発足手続きから財産の管理・運用、事務の運営までのすべてを百十四銀行が責任をもってお引き受けします。

(受託事例(1件)) (平成26年3月末日現在)

名称: 公益信託綾田整治記念遺児育英基金

目的: 香川県内に居住する遺児のうち高等学校の生徒に対する奨学金の給付

特定贈与信託

特定障害者(重度の心身障がい者、中軽度の知的障がい者及び障害等級2級または3級の精神障がい者等)の方の経済的負担を軽減し、将来の生活安定と財産管理を図るために、親族の方など(個人)が金銭などを百十四銀行に信託するものです。

百十四銀行が信託された財産の管理・運用を行い特定障害者の方に生活費や医療費として定期的に金銭を交付します。

この制度を利用した場合のみ特別障害者の方については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円を限度に贈与税が非課税となります。

信託契約代理業務

(平成26年7月1日現在)

種類	内容
年金信託	企業や団体が実施する確定給付企業年金及び厚生年金基金制度を運営します。制度設計に関するコンサルテーションはもとより年金資産の管理・運用、加入者・受給者の管理、年金数理計算、給付金の支払いまで企業年金における総合的なサービスを提供します。
土地信託	土地の有効利用などに対する企画、事業計画のプランニングから資金の調達、テナント募集、建物の管理・運営を行い、その成果を配当として交付します。契約満了時には、土地、建物などを現状のままでお返しします。
動産信託	メーカーなどからコンピュータや機械設備、車両などの信託を受け、受託者が動産を使用するユーザーに賃貸したり長期延払い方式で売却する信託で、動産設備資金の調達手段です。 ※リースバック方式の場合、動産設備のユーザーは減価償却が可能です。
証券信託 (特金・特金外)	大口資金運用の目的で金銭の信託を受け、お客さまの運用指図に従って有価証券などに投資する信託です。契約満了時に金銭でお返しする「特定金銭信託」と現状のままでお返しする「特定金外信託」があります。 ※お手元の有価証券との簿価分離ができます。
一括信託システム (三菱UFJ信託銀行のみ)	納入企業の支払企業に対する売掛債権を信託譲渡し、債権期日に信託銀行から納入企業の指定口座に資金を振り込みする決済システムです。納入企業は従来の手形割引に替わり、信託受益権を売却することにより期日前に資金化(割引)することが可能です。

(注) 1. 信託契約代理業務は当行と代理店契約をしている信託銀行(三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行)により行います。 2. 信託契約代理業務取扱店は40~43頁をご覧ください。

相続関連媒介業務

(平成26年7月1日現在)

種類	内容
遺言信託	遺言に関するご相談、遺言書作成のお手伝い及び保管、遺言の執行を一括してお引き受けします。
財産承継プランニング	財産承継において起こりうる問題や課題を事前に予測し、スムーズに財産承継が行われるように、その解決策をご提案します。
遺産整理業務	相続財産の調査や財産目録の作成、遺産分割協議書に基づく分割手続きの代行等を実施します。

(注) 1. 相続関連媒介業務は当行がお客さまのニーズに合った商品をご案内のうえ、株式会社朝日信託をご紹介するサービスです。 2. お客さまは株式会社朝日信託とご契約いただくこととなります。

確定拠出年金業務

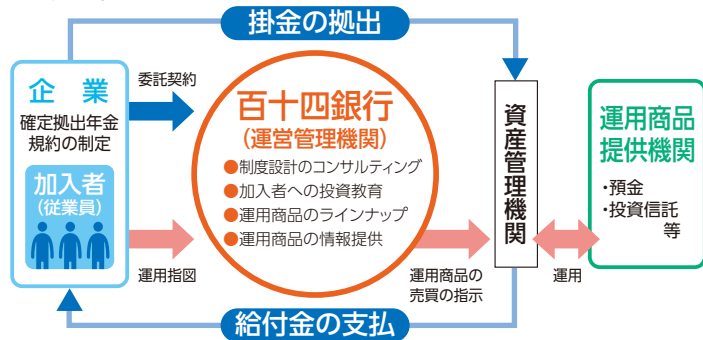
確定拠出年金(企業型)

企業の人事労務体系は、従来の終身雇用制や年功序列型賃金から雇用の流動化や成果主義型の賃金へと急速に変化しています。

こうした実態に適した退職金制度として、確定拠出年金(企業型)が注目されています。

当行では、企業ニーズに合致した制度設計、コンサルティング及び投資教育を実施するとともに、従業員の皆さまからの投資相談や運用商品の情報提供まで、お客さまの立場に立ったきめ細かいアフターフォローを実施しております。

[企業型年金のしくみ]



確定拠出年金(個人型)

少子高齢化の進展にとまぬ公的年金制度が改定されていくなか、自助努力による老後の資金形成はますます重要になってきています。

当行では、個人のお客さまを対象に、より豊かな退職後の生活を迎えるためのお手伝いをするために税制上の優遇措置を最大限に利用した「百十四確定拠出年金個人型プラン」のお取り扱いをしております。

確定拠出年金業務におけるサービス内容

(平成26年7月1日現在)

項目	サービスの内容
制度導入サポート (企業型のみ)	退職金制度の見直しや企業型年金規約の作成など、お取引先企業における確定拠出年金の検討段階から制度導入に至るまでを全面的にサポートします。
加入者教育	加入者の皆さまに対して、ライフプランに合った年金資産形成を行っていただけるよう、加入者教育を実施します。テキストやDVD、インターネットなど、詳細かつ分かりやすい教育ツールをご提供します。
運用商品ラインナップ	各プランにおける運用商品を専門的知見に基づいて選定し、加入者の皆さまにご提示します。リスク・リターンの異なる投資信託、確定拠出年金専用の定期預金をご提供します。
制度や運用商品の情報提供	専用のコールセンター・ホームページなどにより、制度概要から運用商品内容に至るまでの総合的な情報を提供します。 ※専用ホームページ「114確定拠出年金ネット」は当行ホームページからアクセスできます。